

京都市円山公園音楽堂条例の全部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第54号）（文化市民局文化部文化課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市円山公園音楽堂の管理を行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市円山公園音楽堂条例の全部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第54号

京都市円山公園音楽堂条例の全部を改正する条例

京都市円山公園音楽堂条例の全部を次のように改正する。

京都市円山公園音楽堂条例

(設置)

第1条 音楽の公演その他の文化的な催物及び集会の用に供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市円山公園音楽堂

位 置 京都市東山区円山町 円山公園内

(事業)

第2条 京都市円山公園音楽堂（以下「音楽堂」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 音楽の公演その他の文化的な催物のための施設の提供
- (2) 集会のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 音楽堂の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 音楽堂の維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(開堂時間及び休堂日)

第4条 音楽堂の開堂時間及び休堂日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開堂時間 午前9時から午後8時30分まで

休 堂 日 1月1日から同月3日まで及び12月26日から同月31日まで

(使用の許可)

第5条 音楽堂を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、音楽堂の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 使用者は、電気を特別に使用したときは、その実費を納入しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第10条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第12条 使用者は、音楽堂の使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市円山公園音楽堂条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、

同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市円山公園音楽堂条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第2条	第5条
第9条第1項	第10条第1項

別表(第7条関係)

区 分		使 用 料		
		午 前	午 後	夜 間
入場料を 徴収しな い場合	日曜日、土曜	円	円	円
	日及び休日	15,000	15,000	15,000
	その他の日	13,000	13,000	13,000
入場料を徴収する場合 (1日につき)		300人分の入場料に相当する額を超えない範囲内において別に定める額。ただし、300人分の入場料に相当する額が30,000円に満たないときは、30,000円		

備考1 「午前」とは午前9時から午後0時30分までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後8時30分までを、「1日」とは午前9時から午後8時30分までをいう。

2 「入場料」とは、使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

- 4 入場料を徴収しない場合において、午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間について使用の許可を受けたものは、それぞれ午後0時30分から午後1時まで、午後4時30分から午後5時30分まで又は午後0時30分から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時30分までの間においても、使用することができる。
- 5 開堂時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、そのつど別に定める。

(文化市民局文化部文化課)